

2022年5月16日

各位

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第82期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本日別途開示しております「商号変更に関するお知らせ」も併せてご覧ください。

記

1. 変更の理由

(1)商号変更について

当社は、1947年に「株式会社利興商会」として創業し、株式会社大興商会との合併を経て 1958年に商号を現在の「菱電商事株式会社」に変更いたしました。その後、技術商社として多角的な事業展開、グローバル化やソリューション事業に取り組み、創立 75 周年を迎えた現在は、FAシステム、冷熱システム、ビルシステム、エレクトロニクスの4つのビジネスを基幹事業とし、これらの事業で培った技術に ICT 技術を融合した6つのマネジメントサービスプラットフォーム(ネットワーク事業)を構築、さらにスマートアグリやヘルスケアという分野にも事業を展開しています。

こうした中、当社は、従来の代理店や商社という枠組みを超えた事業創出会社として、すべてのステークホルダーに新たな価値を提供し、グローバル社会の持続的発展に貢献する企業となることを目指しています。

この75周年という節目の年に、「菱電商事」としての歴史・ブランドを引き継ぎつつ、「事業 創出会社」への変貌を遂げる決意を込め、商号を「株式会社RYODEN」に変更するものであり ます。

なお、本定款一部変更の効力発生日を 2023 年 4 月 1 日とする旨の附則を設け、効力発生日経 過後、これを削除するものといたします。

(2)電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるた め、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ・変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ・上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(1)商号変更について

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号)	(商号)
第1条 当会社は菱電商事株式会社と称す	第1条 当会社は <u>株式会社RYODEN</u> と称す
る。	る。
英文では <u>Ryoden Corporation</u> とす	英文では <u>RYODEN CORPORATION</u>
る。	とする。
(新設)	附則
	(商号)
	第1条 第1条 (商号) の変更は、2023年4
	月1日から効力を生ずるものとす
	る。なお、本附則は、第1条の変更
	の効力発生後削除されるものとす
	<u>る。</u>

(2)電子提供制度について

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又 は表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法 で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である

情報について、電子提供措置をとる ものとする。 ②当会社は、電子提供措置をとる事 項のうち法務省令で定めるものの 全部または一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載 しないことができる。 附則 第2条 変更前定款第14条(株主総会参考書 類等のインターネット開示とみな し提供)の削除及び変更後定款第14 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年9月1日から効力を生ずるもの (新設) とする。 ②前項の規定にかかわらず、2023年 2月末日までの日を株主総会の日 とする株主総会については、変更 前定款第14条(株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし 提供) はなお効力を有する。 ③本附則は、2023年3月1日または

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2022年6月23日2022年6月23日

これを削除する。

前項の株主総会の日から3か月を 経過した日のいずれか遅い日後に

(但し、商号変更の効力発生日は2023年4月1日とする。)

以上